

お客さま各位

平塚信用金庫

犯罪収益移転防止法の改正に伴うお取引時の確認事項について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯収法」といいます)が改正されました。これに伴い、平成 25 年 4 月 1 日以降、従来の本人確認書類のご提示による本人特定事項(氏名・住所及び生年月日等)の確認に加え、お客さまのお取引の目的、職業／事業内容、実質支配者(注1)等も確認させていただくことになりました(これを「お取引時確認」といいます)。

何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

(注1) 法人のお客さまの株主さまのうち、議決権比率25%超を保有される株主さまの氏名、住所、生年月日等

「お取引時確認」が必要な主な取引

1. 口座開設される時
2. 200 万円を超える現金・持参人払式小切手の受払いを伴う取引をされる時
3. 10 万円を超える現金による振込(注2)(注3)
4. 融資取引
5. 貸金庫、保護預り、投資信託、保険、個人向け国債のご契約をされる時 等

(注2) 電気・ガスなど公共料金の収納、現金による預金小切手の発行、当金庫を支払先とする小切手の店頭提示により振出人以外の第三者が現金を受取る場合等も含まれます。

(注3) ATMでの 10 万円を超える現金によるお振込は、引き続きお取扱いできません。

「お取引時確認」の確認事項および確認書類

	確認事項	確認書類(原本をお持ちください)
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	◆運転免許証 ◆旅券(パスポート) ◆健康保険証 ◆各種年金手帳 ◆在留カード等 (有効期限があるものは確認日現在で有効なもの)
	職業 (注4) お取引を行う目的	お持ちいただく書類はございませんが、 窓口等で確認させていただきます。
法人のお客さま	名称 本店や主たる事務所の所在地	◆登記事項証明書 (6ヶ月以内に作成されたもの) ◆印鑑登録証明書 (6ヶ月以内に作成されたもの) 等
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記の「個人のお客さま」に記載されている確認書類
	来店された方が取引を行う事由	法人のお客さまのために取引を行っていることを確認できる書類等 (社員証等)

法人の お客さま	事業内容 (注5)	◆登記事項証明書 (6ヶ月以内に作成されたもの) ◆定款
	取引を行う目的	お持ちいただく書類はございませんが、窓口等で確認させていただきますので、予めご確認のうえご来店ください。
	議決権保有比率が 25% 超の方の有無、及び該当する方の 氏名・住所・生年月日等 (注6)(注7)	

(注4) ご本人以外の方が来店された場合には、ご来店された方についての氏名・住所・生年月日とあわせて、ご本人のために取引を行っていることやご本人との関係などを、当金庫所定の方法により確認させていただきます。

(注5) 事業内容等の確認のため、同法で定められた書類(上記)以外の書類のご提示をお願いすることがあります。

(注6) 合名会社、合資会社、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人等のお客さまにつきましては、全ての代表者の方の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

(注7) 議決権保有比率が 50%超の方がいる場合は、その方の氏名・住所・生年月日等についてのみ確認させていただきます。

その他ご留意事項

1. 当金庫では、金融犯罪を未然に防ぐために、ご本人さまの確認につきましては、犯収法を踏まえて、当金庫が必要と判断する方法により、実施させていただいております。
2. 特定の国に居住・所在している方との取引や、なりすましの疑い等がある取引などの場合には、過去にお取引時確認させていただいたお客さまにつきましても、①複数の本人確認書類、②事業内容・実質的支配者の確認書類、③お客さまの資産・収入状況の確認書類などのご提示など、通常の場合とは異なる確認をお願いすることがあります。
3. すでに「お取引時確認」手続を済まされたお客さまにつきましては、確認書類をご提示いただく代わりに、通帳・キャッシュカードの提示などにより「お取引時確認」をさせていただきます。
4. 過去、本人特定事項の確認のみさせていただいているお客さまにつきましては、平成25年4月1日以降、通帳・キャッシュカードのご提示等に加えて、お取引目的、職業、事業内容、実質的支配者等を確認させていただく場合があります。
なお、この際に、ご本人さまと来店された方が異なる場合は、来店された方の本人確認書類に加えて、ご本人のために取引を行っていることを確認できる書類もご提示いただきます。
5. 「お取引時確認」ができない場合、お取引をお断りすることがございます。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口までお問い合わせ願います。

以 上